

○鈴鹿亀山地区広域連合介護保険サービス事業者等指導実施要綱

改正 平成22年12月28日 告示第28号
令和4年10月20日 告示第17号

(平成19年11月26日)
告 示 第 15 号

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、鈴鹿亀山地区広域連合（以下「広域連合」という。）が介護保険サービス事業者等に対して行う指導の基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び介護給付等の適正化を図ることを目的とする。

(指導対象)

第2条 指導対象は、次に掲げる者とする。

- (1) 法第23条に規定する居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）を担当する者若しくは保険給付に係る法第45条第1項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者
- (2) 指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者
- (3) 指定地域密着型サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者
- (4) 指定居宅介護支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者
- (5) 指定介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設の開設者、その長その他の従業者
- (6) 介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者
- (7) 指定介護療養型医療施設又は指定介護療養型医療施設の開設者、管理者、医師その他の従業者
- (8) 指定介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者
- (9) 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者
- (10) 指定介護予防支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者

(指導方針)

第3条 指導は、前条各号に掲げる者（以下「サービス事業者等」と総称する。）に対し、法令等に定める介護給付又は予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る地域密着型サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の取扱い、介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

（指導形態）

第4条 指導の形態は、次に掲げるとおりとする。

（1）集団指導

集団指導は、広域連合が指定の権限を持つサービス事業者等に対し必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。ただし、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等をいう。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

（2）運営指導

運営指導は、広域連合が次の形態により、原則として指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実地に行う。

ア 広域連合が単独で行う指導（以下「一般指導」という。）

イ 広域連合が厚生労働省、三重県又は他の保険者と合同で行う指導（以下「合同指導」という。）

（指導対象の選定）

第5条 広域連合長は、サービス事業者等の中から毎年度国及び三重県の示す重点項目等に基づき、次に掲げる選定基準によりサービス事業者等を選定し、重点的かつ効率的な指導を実施する。

（1）集団指導の選定基準

集団指導の選定については、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

（2）運営指導の選定基準

ア 一般指導は、毎年度、国及び三重県の示す重点項目等に基づき選定する。

イ アに掲げるもののほか、一般指導は、特に必要と認められるサービス事業者等を対象に選定する。

ウ 合同指導は、一般指導の対象としたサービス事業者等の中から選定する。

(指導の体制)

第6条 指導は、介護保険課の職員が所属長の指示を受け、実施する。

2 指導は、2名以上の者をもって行い、そのうち1名は原則として副主幹以上の職にある者を充てる。

(指導の方法等)

第7条 指導の方法等については、次に掲げるとおりとする。

(1) 集団指導

ア 広域連合長は、指導の対象となるサービス事業者等を決定したときには、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該サービス事業者等に通知する。

イ 広域連合長は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

ウ 広域連合長は、三重県及び集団指導に欠席したサービス事業者等に対し、当日使用した資料を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

(2) 運営指導

ア 広域連合長は、指導の対象となるサービス事業者等を決定したときには、あらかじめ運営指導の根拠規定及び目的、運営指導の日時及び場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により当該サービス事業者等に通知する。ただし、緊急に指導を実施する必要があると判断した場合には、指導の当日に通知を行うことができるものとする。

イ 運営指導には、サービス事業者等の開設者及び管理者の出席を求めるほか、必要に応じて介護給付等対象サービスの担当者、介護報酬請求の担当者又は関係者の出席を求めるものとする。

ウ 広域連合長は、厚生労働省の定める介護保険施設等運営指導マニュアル等に基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式により行うほか、必要に応じてオンライン等を活用することができる。

(調査書等の提出)

第8条 広域連合長は、運営指導の実施に当たって、サービス事業者等にあらかじめ指導に必要となる調査書等の提出を求めることができる。

(指導結果の通知等)

第9条 広域連合長は、運営指導の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日文書によりその旨を通知し、期限を付して文書により報告を求めるものとする。この場合において、必要に応じ、改善状況を実地に確認するものとする。

2 広域連合長は、指導結果について、関係機関にも送付する。

(監査への変更)

第10条 広域連合長は、運営指導の際に次に掲げる状況を確認した場合には、運営指導を中止し、直ちに鈴鹿亀山地区広域連合介護保険サービス事業者等監査実施要綱に定めるところにより監査を行うことができる。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危険を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 介護報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合

(指導後の措置)

第11条 広域連合長は、運営指導の結果、指導した事項について改善が不十分なサービス事業者等については、後日すみやかに監査を行う。

2 広域連合長は、運営指導において、介護給付費対象サービスの内容又は介護給付費の算定及び請求に関し、基準等に不適合な事実を確認した場合は、当該サービス事業者等に対し、指導月前1年について自己点検を行わせ、返還すべき内容を確認したうえで、過誤調整による返還を指示するものとする。ただし、自己点検の結果、当該事実が指導月の1年以上前から発生していると認められる場合は、指導月前5年を上限に遡及して、自己点検及び過誤調整による返還の指示を行うことができるものとする。

(運営指導拒否への対応)

第12条 広域連合長は、正当な理由がなく運営指導を拒否したサービス事業者等については、監査を実施できるものとする。

(関係機関との連携等)

第13条 広域連合長は、指導の効果を高めるために、三重県、他保険者、国民健康保険団体連合会、鈴鹿市、亀山市その他の関係団体との連携を図るものとする。

2 広域連合長は、指導等の実施状況等について、必要に応じて厚生労働省及び三重県に報告するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成22年12月28日告示第28号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和4年10月20日告示第17号）

この告示は、公表の日から施行し、令和4年9月1日から適用する。